割型分割（以下この項において「合併等」という。）により次に掲げる株式が交付されることが見込まれている場合には、当該譲渡制限付株式の交付の時から当該合併等の直前の時まで当該特定法人と当該法人との間に当該関係が継続すること。）が見込まれている場合における当該特定法人と当該法人との間の関係とする。

一　当該合併により当該法人の譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該合併に係る合併法人の譲渡制限付株式で、当該合併の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該特定法人と当該合併法人が当該特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該譲渡制限付株式

二　当該分割型分割により当該法人の譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式で、当該分割型分割の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該特定法人と当該分割承継法人との間に当該分割承継法人が当該特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該譲渡制限付株式

2　令第八十四条第一項に規定する財務省令で定める譲渡制限付株式は、次に掲げるものとする。

一　合併により当該合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式（令第八十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項において同じ。）を有する者に対し交付される譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　当該被合併法人が当該特定譲渡制限付株式に係る特定法人である場合　次に掲げる譲渡制限付株式

(1)　当該合併に係る合併法人の譲渡制限付株式

(2)　当該合併の直前に当該合併に係る合併法人と当該合併法人以外の法人との間に当該法人が当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係があり、かつ、当該合併の時から当該合併により交付される当該法人の譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該合併法人と当該法人との間に当該関係が継続することが見込まれている場合における当該法人の譲渡制限付株式

ロ　当該被合併法人が当該特定譲渡制限付株式に係る特定法人との間に令第八十四条第一項に規定する財務省令で定める関係がある法人である場合　当該合併の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該特定法人と当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人が当該特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該合併法人の譲渡制限付株式

二　分割型分割により当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　当該分割法人が当該特定譲渡制限付株式に係る特定法人である場合　次に掲げる譲渡制限付株式

(1)　当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式

(2)　当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継法人と当該分割承継法人以外の法人との間に当該法人が当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係があり、かつ、当該分割型分割の時から当該分割型分割により交付される当該法人の譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該分割承継法人と当該法人との間に当該関係が継続することが見込まれている場合における当該法人の譲渡制限付株式

ロ　当該分割法人が当該特定譲渡制限付株式に係る特定法人との間に令第八十四条第一項に規定する財務省令で定める関係がある法人である場合　当該分割型分割の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該特定法人と当該分割型分割に係る分割承継法人との間に当該分割承継法人が当該特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該分割承継法人の譲渡制限付株式

3　この条において、合併法人、被合併法人、分割型分割、分割法人又は分割承継法人とは、それぞれ令第八十三条の二第四項第一号から第五号まで（合併等により交付する株式に一に満たない端数がある場合の所得計算）に規定する合併法人、被合併法人、分割型分割、分割法人又は分割承継法人をいう。

第二十二条中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この款及び第二款において同じ。）」を削る。

第二十三条第一号、第二十四条第一号、第二十五条第一号、第二十七条第一号、第二十九条第一号、第三十一条第一号並びに第三十二条第二項第一号及び第四項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第三十三条第三項中「第百二十条の二第一項第二号ロ」を「第百二十条の二第一項第一号イ(2)」に、「同号ロ(1)に掲げる」を「平成二十四年三月三十一日以前に取得された」に、「同号ロ(2)に掲げる」を「同年四月一日以後に取得された」に改める。

第三十四条第三項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第三十六条の三中「要件」を「要件等」に、「第二十二条第一項第三号」を「第二十二条第一項第四号」に改める。

第三十六条の四第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。次項第一号において同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削る。

第三十六条の六第二項中「旅客会社及び」を「旅客会社」に、「新会社」を「新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項（指針の公表等）に規定する新会社」に改める。

第三十七条の二第六項中「第百七十条第二項第二号」を「第百七十条第三項第二号」に改め、同条第七項中「第百七十条第二項第三号」を「第百七十条第三項第三号」に改め、同項第一号中「第二百六十六条の三第四項」を「第二百六十六条の三第五項」に改め、同項第二号中「第二百六十六条の三第十五項」を「第二百六十六条の三第十七項」に改め、同項第三号中「第二百六十六条の三第十六項」を「第二百六十六条の三第十八項」に改める。

第三十九条の二第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。）」を削る。

第四十条の二第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。次項第一号において同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削る。

第四十条の三第一項第一号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

第四十条の十四第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第四十一条中「第九十五条第十一項」を「第九十五条第十項」に改め、同条第二号中「第九十五条第十項」を「第九十五条第九項」に改める。

第四十二条第一項中「第九十五条第十二項」を「第九十五条第十一項」に改め、同条第二項中「第九十五条第十二項」を「第九十五条第十一項」に改め、同項第二号中「第九十五条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

第四十二条の二中「第九十五条第十三項」を「第九十五条第十二項」に改める。

第四十二条の三中「第九十五条第十四項」を「第九十五条第十三項」に改める。

第四十五条第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。次条第一号において同じ。）」を削る。

第四十六条第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削る。

第四十七条第一号中「（以下この条において「申告者」という。）」を削り、同条第十一号の三に次のように加える。

ニ　法第百五十一条の五第一項から第三項まで（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出する場合には、これらの規定の適用がある旨、当該適用に係る同条第一項に規定する遺産分割等の事由の別及び当該遺産分割等の事由が生じた年月日